

医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百二十八号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和六年六月二十四日

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一〇六十 (略)</p> <p>六十一 グマロンチニブ及びびその製剤</p> <p>六十二〇百七十八 (略)</p> <p>百七十九 ピルトブルチニブ及びびその製剤</p> <p>百八十〇二百二十七 (略)</p> <p>二百二十八 モメロチニブ、その塩類及びそれらの製剤</p> <p>二百二十九〇二百五十九 (略)</p>	<p>一〇六十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>六十一〇百七十七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百七十八〇二百二十五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二百二十六〇二百五十六 (略)</p>